

平塚市パブリックコメント手続実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の市政への参加を促進するとともに、行政の説明責任を果たし、もって公正で透明な開かれた市政の推進を図るため、平塚市自治基本条例（平成18年条例第32号）第22条に規定するパブリックコメント手続について必要な事項を定めるものとする。

(パブリックコメント手続)

第2条 パブリックコメント手続とは、本市の重要な政策等（以下「政策等」という。）の策定の過程において、広く市民の意見、提案等（以下「意見等」という。）を聴き、その意見を反映する次に掲げる一連の行為をいう。

- (1) 政策等の策定の過程での当該政策等の案の公表
- (2) 当該政策等の案に対する意見等の募集
- (3) 提出された意見等を考慮した政策等の策定
- (4) 意見等及び市の執行機関の当該意見等を考慮した状況の公表

(実施機関)

第3条 この要綱によりパブリックコメント手続を行う実施機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会とする。

(対象)

第4条 パブリックコメント手続の対象となる政策等は、次に掲げるものの策定又は改廃とする。

- (1) 基本的な方針を定める憲章、宣言
- (2) 基本的な政策を定める計画及び個別分野における施策の基本的事項を定める計画
- (3) 基本的な方針又は制度を定める条例
- (4) 市民に義務を課し、若しくは権利を制限する条例又は市民の生活若しくは事業活動に直接、重大な影響を与える条例その他の規程
- (5) その他実施機関がパブリックコメント手続を実施する必要があると認めるもの。

(適用除外)

第5条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく直接請求により議会提出するもの。
- (2) 災害等への対応等迅速又は緊急を要すると認められるもの。
- (3) 市税及び負担金、使用料、手数料その他これらに類する料金の額や料率に関するもの。

- (4) 法律の改正により単に条文の整備をする一部改正等軽微なものと認められるもの。
- (5) 法律又は上位計画等により内容の決定に実施機関の裁量の余地が少ないと認められるもの。
- (6) 法律、条例その他の規程により、縦覧、意見の提出等の手続が行われるもの。
- (7) 審議会、審査会、調査会その他の附属機関及びこれに類するものが、この要綱に準ずる手続を経て報告、答申等したものにに基づき実施機関が政策等の策定を行うもの。

(意見等を提出できる市民)

第6条 パブリックコメント手続において、意見等を提出できる市民は、次のとおりとする。

- (1) 本市の区域内に居住する者
- (2) 本市の区域内で働く者
- (3) 本市の区域内で学ぶ者
- (4) 本市の区域内で事業を営むもの
- (5) 本市の区域内で活動する団体
- (6) 本市に納税義務のあるもの

(実施の周知)

第7条 実施機関は、政策等の案を公表する前又は同時に当該パブリックコメント手続の実施について周知しなければならない。

(政策等の案の公表)

第8条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施する政策等を策定しようとするときは、当該政策等の決定を行う前に相当の期間を設けて、当該政策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、当該政策等の案の公表を行うときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 政策等の案の概要
- (2) 政策等の目的その他政策等の案を理解する上で必要な資料

3 公表は、実施機関が指定する場所での閲覧及び配付並びに市のホームページへの掲載等により行うものとする。

(意見等の提出)

第9条 実施機関は、政策等の案の公表の日から30日以上の間を設けて意見等の提出を受けなければならない。ただし、やむをえない理由がある場合は、その理由を公表し、期間を短縮することができる。

2 意見等を提出する方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への提出
- (2) 郵送
- (3) ファクシミリ

- (4) 電子メール
 - (5) その他実施機関が必要と認める方法
- 3 意見等を提出する市民は、原則として住所、氏名（団体の場合は団体名及び代表者名）及び連絡先等を明らかにして意見等を提出するものとする。

（意見の考慮）

第10条 実施機関は、提出された意見等を考慮して、政策等の決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、政策等の決定を行ったときは、提出された意見等の概要、当該意見等に対する実施機関の考え方、政策等の案を修正した内容等を公表しなければならない。
- 3 公表の方法は、実施機関が指定する場所での閲覧及び配付並びに市のホームページへの掲載等により行うものとする。

（運用状況の公表）

第11条 市長は、実施機関におけるパブリックコメント手続についての運用状況を取りまとめ、次に掲げる項目で一覧を作成し、市のホームページに公表するものとする。

- (1) 政策等の案の名称
- (2) 案等の公表日
- (3) 意見等の提出期限及び提出方法
- (4) 進捗状況
- (5) 問い合わせ先

（他の意見等提出の機会）

第12条 実施機関は、より多くの意見等の提出のため、この要綱に定めるパブリックコメント手続のほか、説明会等他の意見等の提出機会を設けるよう努めなければならない。

（個人情報の保護等）

第13条 実施機関は、パブリックコメント手続の実施により収集した個人情報について、平塚市個人情報保護条例（平成19年条例第13号）に基づき、適切に取り扱わなければならない。

- 2 実施機関は、市民から提出された意見等に平塚市情報公開条例（平成14年条例第24号）に規定する非公開情報が含まれていると認めるときは、その全部又は一部を公表しないものとする。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成19年10月23日）から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。